

情報公開審査会答申の概要

答申第 963 号（諮問第 1641 号）

件名：新型コロナウイルス感染症患者行動調査票の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 5 月 7 日

2 原処分

令和 2 年 6 月 19 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、新型コロナウイルス感染症患者行動調査票（1 名分）（以下「本件行政文書」という。）の別記に掲げる部分を愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 7 月 6 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 10 月 19 日

5 答申

令和 3 年 2 月 26 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別記に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、新型コロナウイルス感染症患者の発症 14 日前からの行動歴や接触者の状況等の調査に当たって、知事が作成又は取得した文書である。その記載内容は実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は別記に掲げる部分（以下「患者の行動歴等」という。）を条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

当審査会において、新型コロナウイルス感染症患者行動調査票（以下「行動調査票」という。）を確認したところ、行動調査票に記載すべき項目としては、当該患者の発症 14 日前から起算して 2 週間以上にわたり当該患者の行動の「場所」や「行動歴/接触歴」等といった項目に係る情報を記載することとされており、患者の行動歴等を見分したところ、患者が訪問した実家の住所や、通勤に利用した駅等を含む通勤ルート等これらの項目に合致する情報が記載されていることが認められた。また、行動調査票は新型コロナウイルス感染症に感染した患者の個人情報に記載されるものであることも鑑みれば、これらの情報は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、患者の行動歴等は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

(ア) 審査請求人は、審査請求書において、患者の行動歴等について「感染症の拡大の予防に不可欠であるため、開示すべき」と主張しており、この主張は条例第 7 条第 2 号ただし書ロに該当するという主張であると考えられる。

ここで、同号ただし書ロは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが、不開示とすることによって保護される利益に優越して必要であると認められる情報は、例外的に開示することとしたものであることから、同号ただし書ロに該当するか否かについては、開示することにより得られる利益と、不開示とすることによって保護される利益とを比較衡量し、前者が後者を優越する場合に該当すると判断すべきである。

(イ) この点、確かに患者の行動歴等を開示し、当該患者の行動場所等を全て開示すれば、当該場所等に訪れた他の者は、自らも感染している可能性を各自で察知することができ、それにより、これらの者が感染に係る検査を自ら受診し、感染者や濃厚接触者の特定が促進されるといったことが考えられることから、開示することにより人の生命、健康等に係る利益があることは否定できない。

しかし、実施機関によれば、患者発生時の積極的疫学調査を行うことで濃厚接触者の特定を行い、当該濃厚接触者に対する PCR 検査の実施や、当該検査の結果、陽性と判断されれば 14 日間の自宅待機の要請や健康状態の観察を行ったり、患者等の利用施設の消毒等を行っており、患者の行動歴等を開示しなくとも、十分な感染防止対策を行っている、とのことであり、また、患者に関する情報として、既発表患者との接触状況及び関係性や、流行地域への移動歴を公表し、他にも、クラスター発生施設の種別を公表することにより、類似施設の利用者等への注意喚起を行っているとのことである。そして、当審査会において新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領を確認したところ、患者に対する積極的疫学調査では、患者の基本情報や当該患者との接触者等必要な情報を調査により収集することとなっていることが認められ、また、愛知県の新型コロナウイルス感染症対策に係るウェブページを確認したところ、患者の年代、性別、居住地等という患者個人の情報や、検査陽性者の状況、クラスター発生施設の種別などの感染の状況に係る情報が発信されていることが認められた。これらのことからすれば、実施機関は、自らの調査により濃厚接触者の特定や感染した患者の把握に努めており、かつ、当該感染症や患者に係る一定の情報を発信することで感染に対する注意喚起を行っており、患者の行動歴等を開示しなくとも、感染予防に係る一定の対策は行われているといえる。

(ウ) さらに、当審査会において、感染した患者に係る新聞記事を確認したところ、感染した患者に対する心ない言動や風評により、当該患者への中傷等の被害が発生しているとの報道が認められた。当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、このような中傷被害等を恐れ、積極的疫学調査への協力を拒む者もいるとのことである。これらのことからすれば、患者の行動歴等を開示することで、かえって濃厚接触者等の特定が困難となるおそれがあり、その結果、適切な積極的疫学調査や、その後の感染防止対策の実施に支障が生じるおそれがあるといえる。

よって、患者の行動歴等を不開示とすることにより、当該患者の中傷被害等の不利益の発生を防ぐことができるとともに、患者発生時の積

極的疫学調査等の適切な遂行に資するという利益が認められる。

(エ) そして、前記(イ)及び(ウ)において述べた利益を比較すれば、患者の行動歴等を開示することにより得られる利益が、不開示とすることによって保護される利益を優越するとはいえないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書に該当するとはいえない。

(オ) また、同号ただし書イ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

(カ) したがって、患者の行動歴等は、条例第 7 条第 2 号ただし書に該当しない。

エ 以上のことからすれば、患者の行動歴等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 9 条の適用について

ア 審査請求人は、審査請求書において、患者の「行動履歴等については、公益裁量開示が適用されるべき」と主張しており、この主張は条例第 9 条により開示すべきという主張であると考えられる。

イ ここで、条例第 9 条は、開示請求があった行政文書に不開示情報が記載されているときは、実施機関は開示してはならないことになるが、一般的には開示されないことの利益が認められる情報についても、高度の行政的な判断として、開示することに優越的な公益が認められる場合があり得ることから、実施機関の裁量的判断による開示の根拠を定めたものであるため、開示することに優越的な公益が認められる場合には、公益上特に必要があるとして、実施機関は同条に基づく開示をすることができる。

ウ この点、前記(3)ウにおいて述べたとおり、患者の行動歴等を開示することで患者の利益を害し、また、適切な積極的疫学調査が阻害され、結果として感染防止対策の実施に支障が生じるおそれがあり、これらの不利益に優越する公益が存在する事情も特段認められないことから、実施機関が公益上特に必要があるとはいえないとして条例第 9 条の適用をしなかったことについて、不合理とはいえない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

患者の行動場所、行動履歴・接触歴、行動状況及び感染リスクの高い場所の同行者氏名